

# むつ市道路情報システム等構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務目的

本要領は、むつ市道路情報システム等構築業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 むつ市道路情報システム等構築業務委託
- (2) 業務内容 むつ市道路情報システム等構築業務委託特記仕様書のとおり  
ただし、契約時における仕様書は、最優秀者として選定された者の提案内容に応じて変更する場合がある。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで

## 3 予算額

72,448,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 日程

- (1) 公告  
令和4年4月22日（金）から令和4年5月13日（金）まで
- (2) 説明会  
新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況を鑑み、本プロポーザルについての説明会は行わない。
- (3) 第1次審査に係る質疑提出期限  
令和4年5月10日（火）午後5時まで
- (4) 第1次審査に係る質疑回答  
令和4年5月12日（木）当市ホームページで回答
- (5) 参加申込手続  
令和4年5月12日（木）から令和4年5月20日（金）まで  
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

- (6) 第1次審査（書類審査）  
令和4年5月23日（月）
- (7) 第1次審査結果通知書の送付  
令和4年5月25日（水）
- (8) 第2次審査に係る質疑提出期限  
令和4年6月 8日（水）午後5時まで
- (9) 第2次審査に係る質疑回答  
第1次審査通過者へメール及び当市ホームページで都度回答
- (10) 企画提案書等提出  
令和4年5月30日（月）から6月24日（金）まで  
但し、土曜、日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで
- (11) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）  
令和4年7月5日（火）（予定）
- (12) 第2次審査結果通知書の送付  
令和4年7月8日（金）（予定）
- (13) 契約締結  
令和4年7月中旬（予定）

※ただし、各実施日については事務の都合等により変更の可能性あり。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 以下に示す業務において（ア）及びその他いずれかの業務においての実績を有する者。なお、実績については、過去5年以内の実績とする。
  - （ア）除雪集計システムの構築業務（除雪情報の公開に関するシステム構築を含む）

- (イ) 占有管理システムの構築業務
- (ウ) 住居表示台帳管理システムの構築業務
- (エ) 道路台帳の電子化業務
- (オ) 道路管理システムの構築業務

(7) 前号に示す業務において、それぞれ専門の責任者を配置できる体制を有すること。

## 7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

(1) 提出方法 質問書(様式第1号)により、FAX または電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

① 第1次審査に係る質疑 令和4年5月10日(火)午後5時まで

② 第2次審査に係る質疑 令和4年6月8日(水)午後5時まで

(3) 提出先 むつ市都市整備部土木維持課

TEL : 0175-22-1111(内線 2711) FAX : 0175-22-1318

E-Mail : mt-doboku@city.mutsu.lg.jp

(4) 回答方法

① 第1次審査の質疑に対する回答は、令和4年5月12日(木)に当市ホームページにて回答する。

② 第2次審査の質疑に対する回答は、第1次審査通過者へメール及び当市ホームページにて都度回答する。

(5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受け付けしない。

## 8 提出書類

(1) 第1次審査(書類審査)

① 提出書類

ア 参加申込書(様式第2号)

イ 会社概要(様式第3号)

ウ 業務実績調書(様式第4号)

エ 誓約書(様式第5号)

オ 業務実施体制(様式第6号)

カ 予定業務責任者経歴等(様式第7号)

キ 協力事業者に関する調書(様式第8号) ※該当する場合のみ

ク むつ市の令和4年度指名競争入札参加有資格者名簿に登録していない事業者は、上記の書類に加えて下記の書類も提出すること。

(ア) 法人事業者にあつては、商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

- (イ) 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- (ウ) 財務諸表  
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- (エ) 納税証明書  
納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税（むつ市分については指定様式を使用のこと。）のすべてについて提出すること。
- (オ) 印鑑証明書

② 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。

- ③ 提出期間 令和4年5月12日（木）から令和4年5月20日（金）まで  
但し、土曜、日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

④ 提出先 むつ市都市整備部土木維持課

TEL：0175-22-1111(内線 2711) FAX：0175-22-1318

E-Mail：mt-doboku@city.mutsu.lg.jp

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 機能要件一覧表

ウ 参考見積書（様式第9号）

- ・構築年度に要する費用の合計金額を記入すること（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・内訳書については任意様式とするものとし、構築年度に要する費用を記載すること。  
なお、GPS端末通信費用を含める価格とする。
- ・また、次年度以降に要するGPS端末通信費を含んだ4年間分のランニングコストを別途内訳書をつけて提出すること。（任意様式）

② 企画提案書規格及び提出部数等

ア 用紙はA4縦、左とじ、ページ番号を付するものとする。

イ 企画提案書は任意様式とし表紙を除き20ページ以内とする。

ウ 企画提案書は、正本1部、副本12部、機能要件一覧表及び参考見積書は、1部提出すること。

エ 企画提案書の表紙（様式第10号）には、提案者名（企業名、代表者等）を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（様式第11号）には提案者名が類推できる記載はしないこと。

オ 企画提案書には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

カ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

キ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい内容にすること。

③ 提案項目

(ア) システム概要及び構成

システム全体についての概要・構成について記述すること。

(イ) システム機能及び運用支援

仕様書に示されているシステム毎に元に以下の内容について記述すること。

- ・機能概要
- ・システム保守、障害対応等のシステム運用支援
- ・システム導入により期待される効果及びその効果の検証方法

なお、除雪管理に係るシステムについては以下の内容についても記述すること

- ・GPS端末の提案について
  - ※仕様、通信費用、保守体制
  - ※端末に複数候補があった場合、選定理由を記述すること。
- ・除雪路線の追加・変更・廃止等に係る管理機能

(ウ) クラウド構築環境

データセンターのセキュリティ対策、容量、品質・性能について記述すること。

(エ) 構築業務のスケジュール

(オ) 独自提案事項

仕様書によらない範囲で本市に役立つと考えられる独自提案があれば記述すること。独自提案は見積もりの範囲内とする。

④ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。

⑤ 提出期間 令和4年5月30日（月）から6月24日（火）まで

但し、土曜、日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

⑥ 提出先 前記8-(1)-④の提出先

9 審査方法等

(1) 第1次審査

① 審査方法

第1次審査提出書類に基づき書類審査を行う。なお、参加者多数である場合には、概ね上位5者を第1次審査通過者として選定する。

② 審査項目

項目	評価の視点
業務実施体制	業務遂行のために必要な組織体制を有しているか。
会社の同種・類似業務の実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。(協力事業者の実績は含まないものとする)
業務予定者の業務実績	業務管理者が業務遂行を的確に行うだけの実績を有しているか。
企業の保有資格	個人情報保護資格等の保有について

(2) 第2次審査

① 審査方法

第1次審査により選定された事業者からの第2次審査提出書類に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者1者と次点者1者を選定する。

② 審査項目

項目	評価の視点
システム概要及び構成	・本業務の背景や目的を理解したシステムであることが記述されているか。
システム機能及び運用支援	・システム毎に機能説明、運用支援、期待される効果が的確に記述されているか。 ・GPS端末の提案が機能面やコスト面で妥当性が記述されているか ・除雪路線の管理機能について市の実情を踏まえた機能が提案されているか。
クラウド構築環境	・除雪事業者とのデータ相互通信時に必要なセキュリティ対策がわかりやすく記述がされているか。
構築業務のスケジュール	・業務スケジュールは無理のない計画であり、期間内に的確に業務を遂行する能力が見込まれるか
独自提案事項	・独自提案の内容は独自の考察や効果的な提案が盛り込まれているか
見積額	・構築年度費用 ・ランニングコスト
プレゼンテーション能力	・時間内で提案内容を明確に説明しているか。 ・審査員の質問に対して的確に回答しているか。

③ 説明者及び参加人数

説明者は本業務の主担当となる者が行うこととし、プレゼンテーションに参加する人数は5人以内とする。

④ 説明時間

1事業者につき30分以内とする。

(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)

⑤ 機材

貸出物品については、机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。

10 審査結果通知

(1) 第1次審査

第1次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル第1次審査結果通知書(様式12号)により通知する。

(2) 第2次審査

第2次審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書(様式第13号)により通知するとともに、通知書発送後当市ホームページに掲載し公表する。

(3) 審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

11 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、むつ市と最優秀者は本業務の契約締結交渉を行う。なお、契約にあたっての条件は、以下のとおりとする。

(1) 契約方法は随意契約とする。

(2) 最優秀者に選定された者が、契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

(ア) 提出された全ての書類は返却しない

(イ) 提出後の差替え及び加除修正は認めない

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とする

(エ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たしていない場合

- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - (ウ) 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - (エ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - (オ) 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - (カ) 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合
- (3) 参加辞退について  
参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 必要経費について  
提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。
- (5) 情報公開及び提供について  
提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。  
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 言語及び通貨単位について  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

### 13 問合せ先

むつ市都市整備部土木維持課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL : 0175-22-1111(内線 2711) FAX : 0175-22-1318

E-Mail : mt-doboku@city.mutsu.lg.jp